

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和6年11月5日(2024.11.5)

【公開番号】特開2024-34348(P2024-34348A)

【公開日】令和6年3月13日(2024.3.13)

【年通号数】公開公報(特許)2024-047

【出願番号】特願2022-138536(P2022-138536)

【国際特許分類】

B 65 D 43/04 (2006.01)

10

【F I】

B 65 D 43/04

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月25日(2024.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器本体と、前記容器本体と内嵌合する蓋体と、を備える包装用容器であって、前記蓋体は、前記蓋体の外縁部である蓋体外縁部の一部から突出する蓋体摘み片を有し、

前記容器本体は、

前記容器本体のフランジ部よりも内側に位置し、前記蓋体外縁部を上側から係止可能な蓋係止部と、

前記フランジ部よりも内側かつ前記蓋係止部よりも下側に位置し、前記蓋体外縁部を下側から支持可能な内周段部と、

前記蓋体摘み片を外側に向けて上り勾配で傾斜させつつ収容する収容部と、を有し、前記蓋体外縁部は、蓋体底部と、前記蓋体底部の外側端部から延在する蓋体周壁部と、前記蓋体周壁部の外側端部から延在する蓋体底部と、を有し、

前記蓋係止部は、前記容器本体の内側に突出し、かつ、前記内周段部と離間した位置に形成されており、

前記蓋体外縁部の少なくとも一部は、前記蓋体が前記容器本体と内嵌合して前記蓋体摘み片の一部が前記収容部に収容された状態において、前記蓋係止部と前記内周段部との間に位置するとともに、少なくとも前記内周段部と離間しており、

前記蓋体が上方向に移動した場合には、前記蓋体底部の上面が前記蓋係止部に当接することにより、前記上方向の移動は前記蓋係止部により規制され、

前記蓋体が下方向に移動した場合には、前記蓋体底部の下面が前記内周段部に当接することにより、前記下方向の移動は前記内周段部により規制される、包装用容器。

【請求項2】

前記内周段部と離間している前記蓋体外縁部の少なくとも一部は、前記蓋体摘み片における前記収容部から突出した突出部分への外力の作用によって前記突出部分が前記収容部へ移動したときに、下方に移動して前記蓋体底部において前記内周段部に当接することにより前記内周段部に支持される、請求項1に記載の包装用容器。

【請求項3】

前記蓋体摘み片における前記収容部から突出した突出部分は、前記蓋体摘み片の舌片を除く先端部分である、請求項1に記載の包装用容器。

50

【請求項 4】

前記収容部の頂部は、前記フランジ部の一部である、請求項1に記載の包装用容器。

【請求項 5】

前記容器本体は、前記容器本体の四隅のうちの少なくとも1つに隅切部を有し、

前記収容部は、前記隅切部に対応する位置に形成されている、請求項1に記載の包装用容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

10

【補正の内容】

【0061】

又、蓋体10が上方向に移動した場合には、蓋体底部133の上面が蓋係止部27に当接する。そのため、蓋体10に、蓋係止部27の下側から上側に移動できる程度の力が作用しない限り、蓋体10の上方向への移動は、蓋係止部27により規制される。蓋体10が下方向に移動した場合には、蓋体底部131の下面が内周段部28に当接する。そのため、蓋体10の下方向への移動は、内周段部28により規制される。

20

30

40

50